

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三〇―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田二千八百四十六番一外五十六筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 七千八百十五・〇九立方メートル